

平成二十二年十二月十日受領
答弁第二三八号

内閣衆質一七六第二三八号

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員新藤義孝君提出朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への引き渡しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員新藤義孝君提出朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への引き渡しに関する質問に対する答弁書

一及び五について

政府としては、「図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」（以下「日韓図書協定」という。）の署名に当たり、お尋ねの調査等は行っていない。政府としては、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の規定も踏まえて検討し日韓図書協定を作成したものであり、その締結について国会の承認を得た上で、日韓図書協定附属書に掲げる図書（以下「本件図書」という。）を引き渡すこととしたいと考えている。

二の1及び2について

政府としては、韓国国立中央図書館及び韓国国史編纂委員会に保管されているお尋ねの特定の図書について、日韓図書協定の署名に当たり、お尋ねの調査等は行っておらず、承知していなかった。

二の3について

政府としては、現時点で、お尋ねの交渉を行うことは考えていない。

三について

お尋ねの菅直人内閣総理大臣の発言は、日韓図書協定を締結し、本件図書を日韓図書協定第一条の規定に従って引き渡すこととしたいとの趣旨で述べたものである。

四について

政府としては、平成二十二年十一月十二日午後の記者会見において仙谷由人内閣官房長官が述べているとおり、未来志向の日韓関係を強化していくことは内閣としての重要課題であるとの認識の下、危機管理上の問題が生じないよう万全の対策を講じた上で、同内閣官房長官を平成二十二年十一月十四日の日韓首脳会談に出席させたものである。